

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成24年9月19日(水)午後2時～午後4時

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者5人

福岡地方裁判所裁判官 田口直樹(第4刑事部部総括判事)

福岡地方検察庁検察官 高岡重行

福岡県弁護士会所属弁護士 三浦徳子

福岡地方裁判所裁判官 林秀文(第3刑事部部総括判事)

(司会)

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：それでは、今日は裁判員経験者の方、大変お忙しい中、裁判所においていただいて本当にありがとうございました。本日の進行役は、第3刑事部で裁判長をしております私、林の方でさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、本日の、まずこのような会を開きました趣旨ですが、こういう会を開きました趣旨は二つございます。まず一つ目は、このような会を開いて裁判員経験者の方から生の声をお聞かせいただくことによって、県民の皆さん方の裁判員裁判に対する知識を広めていただいて、理解を深めていただいて、そして不安感を軽くしていただく、こういうことがまず一つございます。それから二つ目のねらいは、今日の皆さん方からの生の声を聞かせていただいて、裁判官、検察官、弁護士が、これからの裁判員裁判に皆さん方の声を役立たせて、これからの裁判員裁判をいいものにつくりかえていこうということに使わせていただく、こういう趣旨でございます。それでは、これから本論のほうに移らせていただきます。最初に、今日の柱は裁判員裁判の全般的な感想、印象というようなものを、最初の20分間、それから途中の50分間で、選任手続、審理、討議、判決言い渡しの関係についてのお話。それから最後の20分間を、県民の皆さん方へのメッセージというようなことで、これから約90分、時間を使わせていただきます。それで最初に、皆さん方が裁判員裁判に参加されて、全般的な感想なり、印象なり、あるいは皆さん方の生活あるいは考え方のようなものについて、何か変化があったかどうかというようなことを含めて、何で

も結構ですので、どなたからでも結構ですので、お話をお聞かせいただければと思います。先ほど待合室の話の中で、4番の裁判員の方から、裁判員の最初1か月ぐらいは、なかなかちょっと頭に残っていて、最近ではだんだん薄れていったかなというお話されてましたが、最初に4番の方から、裁判員裁判の御経験なされた全般的な感想を、何でも結構ですのでお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。どうぞ。

経験者4：まず、今日の意見交換会に参加するということから始めさせていただきますけれども。まず、裁判員を経験できたということが、自分では参加したいと思っても参加できないわけですから、それが結果的に選出されたということは非常に貴重な体験だったというふうに自分では感じております。ということは、やはりこういうような意見交換会への出席というのは是非しなければいけないんじゃないかなという気持ちもありまして、出席させていただきました。幾つか言いたいことがあるんですけども、一つは、一応選出されましたので、候補になりましたのでという案内状をいただいたときに、勤務先にきちんと申し出をすることで理解をいただくと。勤務先のほうも、公民権ということで、それは是非行ってくださいというふうに言ってくださいましたので、非常に私としては行きやすかったです。期間が前もって何日間の審理期間ですと書いてありましたので、それで休みやすかったというのは思っております。もしこれが例えば1週間とか、もっと長い期間であれば、どうしても仕事の都合上、それは果たしてそれが良いというような状況だったかなと思います。先ほど、少し時間が経ったということで、この意見交換会の御案内をいただいたときに日常に戻っておいりましたので、そう言えばちょっと記憶が薄れたかなというふうに思いまして、思い起こしていたんですけども、終わって直ぐというか、その頃というのは、事件の被害者のことを考えたり、自分がもしその現場にいたらというようなことを考

えたり，自分の家族が被害者だったらということを考えたときに，非常に怖くなってしまって，どんなふうに防犯したら良いのか，そういうところまで家族で話してしまうようなところがありました。被害者の気持ちを思いますと，非常に怖かったですし，絶対許せないというのは当然だったと思います。ただ，被害が少ないような事件でしたので，そういう意味では，私たち裁判員としての精神的な負担はやや軽かったのかなというふうに思いました。と思う一方で，最終的に刑期まで決めなければならないというところで，頭では知っていたんですけども，実際に評議を進めていくときに，非常にその刑期を決めるという重さを感じました。被告に対してですけれども，被告は罪を認めてはいるんですけども，反省をしているというか，自分が二度とこういうことを起こしたくないというふうに思っているのかなと，そういうのが全く感じられずに，人生をなめているんじゃないのかと。自分が自立していくことのプライドというものを持っていないように感じたんですね。それで，裁判というのは，あくまで犯した罪に対するものですから，刑を決めて，刑に服すると。当然なんですけれども，そのことが被告の更生というところにどれくらい結びつくんだろうかと。そちらのほうに，非常に気持ちの方が行ってしまって，最終的には，再犯というのをどう防ぐとかというのを，実は私たち国民も，もうちょっと考えなくちゃいけないんじゃないかなと思うに至りました。そういうようなところが，感想です。

司会者：どうもありがとうございました。それでは，もう少しお話をお聞かせいただけますでしょうか。3番の方，いかがでございましょうか。どうぞ，お願いいたします。

経験者3：4番の方とはちょっと見方が，変わった見方をしまして。まず，この裁判を経験した中で，裁判長さんの方々からの，ものすごく砕いたものの言い方ですね，専門用語とかの，そういう努力は，ものすごく感じたん

ですけれども。その後、この裁判を経験した後に、実際、何をするかというのは、結局、ある程度、自分たちはもう広報人みたいな立場を、ある程度は負っているんじゃないかと思うんですけれども。実際、そうなったときに、どういったことが言えるか。裁判の中身は、結構、過激なものなので、それをもろに普通の方々に言うのはどうなのかなと思った。それが一つと、ちょっと違うんですけれども、一般常識で、良い悪いは判断できるんですけれども、一般市民が刑期まで決めるのは、ちょっとどうかなと思った。勉強もやってないし、一般生活で勉強して得られるものでもないし、これはちょっと、自分たちができる作業というものが、仕事じゃないような気がするんですけれども。そこら辺り、皆さんはどう思っておられるかと思ひまして、ここに参加した次第なんですけれども。感じたところは、こういったところです。

司会者：ありがとうございます。それでは、続いて、裁判員裁判の全般的な感想なり印象なり、何でも結構ですので。それでは、2番の方、お願いいたします。

経験者2：まず、この裁判員制度自体が、私の方では混乱が残ってまして、整理がついてません。具体的に申しますと、随分昔、実は、私は技術系のエンジニアですから、こういう法律というものは全く疎い、もう素人も素人、超ど素人です。新聞の報道でしか知りません。したがって、幾つか、その裁判員制度ができたときに、ああこういう制度だなとイメージは持ちましたが、ややそれに近いことは出されました、事実。ところが、最終的に、いつだったかは覚えてませんが、新聞でこういうものになったという報道は、有罪・無罪の量刑は決めないというような趣旨だったように記憶しております。ところが、その後、私も不勉強で、どんどん状況が変わったようで、結局は刑も決めなさいということで、いつぞやはどこかの地裁で3カ月という、長丁場のものもありましたが、果たしてそ

の検察の方，裁判官の方からいろいろ教えていただきながら，そういう刑期というものを決めるわけですけれども，私ども素人が，前後の資料は，多少教えていただくにしても，全くの素人が，そこまで介入できるのかというのは，私は未だに整理が付きません。もっと手前に引き戻して考えると，私どもはプロフェッショナルではありません。頭から，きちっとした整理はできていません。法学部の生徒さんは，最初にそれを学ぶそうですけれども，引き出しがないわけですね。その中で，果たしてこういう役目を承って良いのかどうかというものなどが，混乱のものの一つです。それから，次に，後ほどまた触れたいと思いますけれども，どうしても素人にありがちな感情に根差した論議になりやすい。これは，素人でありますから，仕方が無いとは言え，裁判員制度そのものが，市民感覚を持ち込むというものとされておりましてけれども，それに根差すならば，ややフェアではない。素人はどうしても感情を根拠に，理屈をつくっていきます。これは，私もそうです。私が参加した裁判員裁判でも，やはりそういう傾向は否めませんでした。それをもって，お仕事を進めていくのが，果たして正しいのかどうかということに，私はまだ混乱を引っ張っています。よって，今日は皆様の御指導や御協力を承りながら，自分なりに整理していきたいと思って参加した次第でありまして，実に実に，薄氷を踏むような思いで出席しております。以上です。

司会者：どうもありがとうございました。刑期を決めることについての御意見，結構，皆さん方からたくさん出てますですね。ありがとうございました。それでは，さらに，もう少し裁判員裁判の感想，印象あるいは何か全般的なこと，何でも結構ですので。それでは，1番の方，お願いします。

経験者1：今年1月，裁判員裁判の前ですけれども，一昨年の暮れに，候補ですよという通知が参りました。裁判所からの書類を受け取ることなんかなかったものですから，最初は，封を開けるのも何事だという感じだったで

すね。何か、大変な事をしてかしたのかなと思って調べましたけれども。それで、忘れた頃になって、去年の年末近く、何月何日ということで正式な書類が参りまして、一応、そのときに選任されて、初めて来ました。結果を見ますと、経験して非常に変わったと思うんです。何が一番変わったかと言うと、新聞の社会面ですね。もうほとんど読んだこと無かったですけれども、読むようになりましてね。それで、いろんな犯罪の、例えばこの犯罪はどういう結果になったとか、非常に興味を持つようになりまして。あと、自分が経験した裁判員裁判の印象なり感想なり。それとあと、他人に聞かれたときに、結構、自分が積極的に言うようになりまして。これはやっぱり違ったことなんです。経験しなかったら、興味持たなかったですね。それで、良し悪しというやつは、いろいろ御意見あると思うんですけれども、私は、参加して良かったと思うし、多分、一生に1回の機会ですけれども、他人から経験を尋ねられたら、良い事だよと言うと思います。それから、実際の審理なり含めてですけど、法廷の中の雰囲気は、想定したものとちょっと違いまして、粛々とまさに進んで、非常にスピーディーで、なおかつ私も素人でございますけれども、わかりやすく、きちっと整理されて、考えやすかったと思うんです。ただ、一番最初、変な話ですけれども、緊張感が薄れて眠たくなったらどうしようというふうに思っていました。実は、爆弾ガムを忍ばせてたんですね。実際には、それと全く関係なくて、5日間でしたけれども、久方ぶりに集中できたと思います。緊張感を持って集中したと思います。これ、日頃なかったものです。あと、細かい点、いろいろありますけれども、あとの機会があると思いますので、取っておきたいと思います。

司会者：忍ばせられた爆弾ガムは結局使わずに、眠たくならなかったということで。ありがとうございました。それでは、もうお一方、お伺いさせていただきます。裁判員を経験しての全般的な感想を一応、何でも結構で

すので。それでは5番の方、お願いいたします。

経験者5：5番です。私の方、仕事が一応3,000人規模の団体の中で、人事の方の担当をやっているんですけども、その中で、裁判员裁判制度が始まったときに、裁判员として出て行くときの休暇の問題とかがありましたので、そういったところをどういうふうに取り扱うかというふうなことを、何年か前に、始まる前に話して決めたことを覚えております。その中で、今回、私の方に通知が来て、公休的な形でお休みをいただくことにはなったんですけども、選任手続のときの1日と、裁判员としてこちらの方に伺う5日間と合計6日間、今日も含めて7日間ですけども、職場の方の理解もあって、スムーズに出席をさせていただくことができしております。その中で、先ほどからの意見もありましたけれども、自分自身にこういうふうな機会が巡ってくることは想定しておりませんでしたけれども、偶々本当に当たったんだろうと思います。この機会を、経験したことを自分は貴重な体験として、いろんな方にお話をしていくようにしたいというふうには思っております。その中でも、今回、これで裁判员裁判制度に参加させていただいた後に、週明けに勤務した際には、職場の方に時間をいただいて、自分の感想、今までこういうふうなことを携わって来ましたというふうな感じで、30分ぐらい時間をもらって、資料も回覧させてもらった。名前とかはもちろん伏せてますけれども、こういったことの裁判を自分は担当してきましたというふうな形で、その自分の課だけですけども、朝礼の時間を使って感想を述べさせていただきました。こういった形で、自分が知り得た内容を、これからも周りの人にも機会があれば伝えていきたいというふうには思っております。内容としましては、私のときは、今いらっしゃる林裁判長のところにお席しておりましたけれども、初めてのことでしたから、不安もありましたけれども、内容としましては、意外と審理の場においても和

気藹々とした感じで進んだ印象を持っておりました。ただ、先ほど意見が出てましたけれども、最終的に刑期を判断するということ、最終的な審議があるときに、説明はありましたけれども、判例ではこれぐらいですねというふうな説明で、ちょっとそれを聞いていくと、それで、その数字でいいんだなというふうに、何となく、漠然と思ってきてて。あと、これについては、裁判員裁判が終わった後については、もう普通の生活になってましたので、先ほど他の方が言われたように、余り記憶の中に思い起こすことはありませんでしたけれども、時々新聞のいろんな記事とかを見たりするときに、今回自分のときは暴力団の方の方でしたので、暴力団の方が云々というふうな形の記事を見ると、ふっと被告の方の顔がよぎるとかそういうふうなことはありました。そういった感じ です。

2 審理

司会者：それでは、一当たり皆様方から裁判員を経験していただいたの全般的な感想なり印象といったものについてお話いただきましたが、それでは次に、これから各論的なところに入らせていただきます。裁判員経験者の方には、皆さん方に、最初に裁判員として候補者の中からくじで最終的に選ばせていただくわけですが、裁判員として候補者の中から選ばせていただくという選任手続、それから実際に法廷が始まりますと法廷での審理、それから審理が終わりますと評議室での裁判員と裁判官の評議、それから評議に基づいた判決の言い渡し。選任から審理、評議、判決、こういうように流れていくわけですが、皆さん方が選任、審理、評議、判決ということの中で、どんなことで、例えばこの辺りで自分たちが困ってしまったとか、あるいはこういうところはよく工夫されているなど思ったとか、何でも結構ですので、特に審理に時間を、皆さん方のお話

を聞かせていただきたいと思いますので。少し審理のところの時間を置かせていただきながら、お話を聞かせていただきたいと思います。審理は、最初に被告人が人違いでないかどうかということを確認した後、起訴状について被告人と弁護人の簡単な言い分を聞いた後に、被告人と弁護人の起訴状についての簡単な言い分を聞いた後に、まず検察官の冒頭陳述、それから次に弁護人の冒頭陳述というものが行われるわけですが、検察官や弁護人の冒頭陳述を皆さん方が聞かれる頃には、緊張感の度合いは、落ちついて、検察官や弁護人の話を十分頭に入りやすいような形になっておられるのか。まだまだ緊張感が非常に強くて、なかなか検察官や弁護人の話を理解するのは、なかなかそこまで精神的な余裕というのが未だ持ちづらいというようなところもあったと。その辺りの緊張感の度合いとかいうことも含めて、検察官や弁護人の冒頭陳述のところでは皆さん方がどんなことを感じられたのか、あるいはわかりにくさみたいなものを含めて、皆さん方の御印象、何でも結構ですのでお聞かせいただければと思います。どなたからでも結構ですが。冒頭陳述のところは、いかがでございましょうか。緊張感はどんな具合だったでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。

経験者1：私は、実は緊張したのは、実際裁判が始まる前の選任のところの方が緊張しました。どなたが選ばれたという、そのところですね。その時間だけが非常に緊張したと思います。一番、実は疲れたのは初日です。冒頭陳述のきちとした書類を見ながら、わかりやすいなと思ったんですけども、最初の、例えば私の場合少年犯罪の強盗致傷の事件だったんですけども、少年の顔を見た瞬間、自分でこれはおかしいなと思いました。何が思ったのは、感情的な意味ですけども、この人を裁くのかというのが一つありました。そこはちょっと、通常と違う感情がちょっと感じました。それ以外のところは、疲れが、余り緊張したという感じ

はありませんでした。

司会者：ありがとうございました。それでは5番の方にお伺いいたしますが、検察官や弁護人の冒頭陳述は役に立ったかどうかというような視点からはどんな具合でしたか。5番の方が御経験なされた事件は、傷害事件が2件、それから傷害致死の事件、あと覚せい剤の事件があったかと思いますが、一番中心的に争われていたのは、傷害致死の事件について被告人が加えたとされる暴行から被害者の方が亡くなるまで、あの事件は5日間、日がちょっと経っていたというところがあったんですが、被告人の行った暴行と被害者の死亡が繋がっている、法律的に繋がるのかどうかというような辺りが、検察官や弁護人、その辺りを意識しながらやってたかなと思うんですが、実際検察官や弁護人の冒頭陳述が役に立ったかどうかというのは、5番の方、いかがでございましょうか。

経験者5：私の参加させていただいた分については、もちろん手元にいろんな写真とかもたくさんありましたし、それに基づいていろいろ検察官や弁護人の方のお話もありましたので、きちんと話の内容は聞けたように記憶しております。説明自体も、時々わかりにくい言葉もあったようにも思いますけれども、流れの中ではきちんと確認しながら聞くことができたというふうに記憶しております。

司会者：ありがとうございました。写真などが出てくるのは、冒頭陳述の後の証拠調べが始まった後という局面になるんですが。証拠調べの始まる前の検察官や弁護人の冒頭陳述のところ辺りで、4番の方、何かその辺りでいかがでしょうか。

経験者4：私が担当したのは、被害者の方が大きな怪我では無いとか、被害金額が少ないというような冒頭陳述だったんですけれども。一つ、選任手続の宣誓をしましたですね。そのときに非常に私はプレッシャーを実は感じたんですね。やはり冷静な判断をしなければならないということ自分を

の肝に銘じようと思ったんですけれども、被告の入って来られた顔を見た途端に目が合ってしまったと自分では思ってるんですけれども、その顔が非常に忘れられなくて、実は自分では余り緊張してないとか、よく聞いてたつもりなんですけれども、一回戻ってもう一回考えたときに、十分に自分はそのときに聞けていたんだらうかというところは少し感じました。やっぱり冷静なつもり、落ちついて、自分では感じて無かったものが、実はやはり少し緊張してたりとか、その辺がよく理解できていなかったというのがあったんだらうかと。難しい、複雑ということではなかったので大筋がおかしいということではないんですけれども、もうちょっと細かいところを、もし自分がそこに気がつけたら更にもうちょっと深いところが自分で考えられたのかなと、ちょっと思いました。

司会者：4番の方が御担当をなさった事件は、強盗致傷や強盗。事件としては、女性が被害者の2件の事件でございましたですね。検察官や弁護人は、冒頭陳述のときに、A4判の1枚の紙をそれぞれ、検察官もA4判の1枚の紙を配って説明していたかと思いますが、弁護人もA4判の1枚の紙を使っていたかと思いますが、分量的なところで、何か、適切であったのか、多過ぎたのか、いやもっとあっさりしていいんだというような、少しその辺り何かございましたら教えていただいでよろしいでしょうか。

経験者4：分量的には、それほど多いとか少ないとかいうことは、私としては感じませんでした。ちょうどいいのかなと。あの時間の中で見ていくにはそれぐらいでもわかるのかなと思ったんですけれども、説明の文書というもの、そういうものが意外とずっと頭に入りにくくて。先ほど、もう一回事件を思い出すということで見せていただいたんですけれども、そのときにもう一回見て、初めてここにこういう言葉が使ってたんだとか、それほど自分はそんなに緊張してたのかなと思うんですけれども。忘れてた部分もあるかもしれません。双方の方が何を言いたいのかとい

うのは、ちょっとぼやけてたような感じは、私はしました。

司会者：ぼやけていた理由について、何か思い当たられることございましたら。

もう御記憶の範囲で結構ですから、何かございましたら。

経験者4：いろんな状況があったから、その辺を説明されてたと思うんですね。ですから、その説明が多過ぎて、うまく、ちょっと視点がぼやけてたのかなというところですね。だから、この事件の中だけで話をするのであれば、その時点だけのことをすっきりと言ってくださって、後からそれに関してこういう事情があったという話をしていただいたほうが良かった。最初にいろんなことを言われたので、掴みにくかったようには思いません。

司会者：じゃあ冒頭陳述のところでは、もう少しあっさり。後で証拠調べに入ってから、いろいろ裁判員がわかるようにしていただいたら良かったかなと、そういうことでございませうかね。

経験者4：そうですね。私だけがそう思うのかもしれませんが。

司会者：ありがとうございました。それでは次に、2番の方にお伺いいたしますが、2番の方が担当なさった事件は、2件の強制わいせつと、それから傷害事件と、合計で事件は3件あったようですが、弁護人は、2番の方の担当された事件のときには、冒頭陳述は、弁護人は書類を配らずに口頭だけで、検察官は書類を配ったようなんですが、弁護人は冒頭陳述のところでは書類を配らずに口頭だけで、口での説明だけでやったようですが、それで特に、2番の方のときの事件は、争いはなかった事件のようではあったんですが、格別わざわざ書類を必ず配るといような、そういうものでなくても、口頭で弁護人の説明、特にはお困りにはならなかったというようなこと、その辺りいかがでございませうか。

経験者2：御質問の趣旨は私どもで理解してますことでございますので、お答え申し上げます。まず、順番が前後になってしまいますけれども、事務方の

方を含めて全ての説明等々のシステムは上手に機能したと思っておりますし、私ども素人でもわかりやすい、上手な対応でありました。これは、裁判官の方、検察の方、弁護士の方の全てを含めてです。私どもにわかるような丁寧な言葉運びや論理でやっていただいたので、相当御負担がかかろうと思いますが、ありがたいことだったと思っております。次に私が担当した件について申し述べれば、説明の紙を検察官は配ったけれども弁護士は配らなかったということについてです。紙を配っていただきまして、高岡先生が御一緒でしたけれども、非常にわかりやすい、私ども素人が要点を的確に掴めるような説明であったのですが、逆に申し上げれば、その紙がない弁護士の側はその分ハンデを負うわけで、やはりどうしても生身の人間としてはわかりやすいものを真実と捉えてしまう傾向がややもすればある。そこに、よくよく読み込めば感情的なものも否定することはできないということで、弁護士の方は、やはり同量である必要はないでしょうけれども、何がしかの説明の紙は出されたほうが良かったのかなと個人的には思っております。つまりシステム上のバランスを取るという意味では、検察官だけが出しているのはいささか均衡を欠くのではないかと思った次第であります。言葉を強く言えば、いささかアンフェアな面が無きにしも非ずと私は感じております。ただ、弁護士の方々、判断をして出されなかったんですから、それはそれで良いでしょう。ただ、その私のケースについてのみ申し上げれば、刑務所の中での教育を幾らかでも受けましたかという質問をわざわざしたんですけれども、返答はいただけませんでした。そういったことのバランスをとれば、理解を私どもがすべきものですが、何せ素人の悲しさでそこまで読み込むことができませんでした。展開については、非常に明確で、かつ余計なことをするでも無く、納得いくものではありました。それについて異論はございません。以上です。

司会者：2番の方に、もう一つだけ。争いのなかった事案ですので、争いのない事件だったので、もし検察官も、争いもない事件だったということで、口頭で書類を配らずにやったのであれば、それはもう検察官も書類無し、弁護人も書類が無いと。口頭で行われても、それはそれで、そうわかりにくさというのは、格別書類が無くても、争いがない事件の冒頭陳述であれば、書類が無くてもそうは困らないかなという、その辺りはいかがでございましょうか。

経験者2：お話のとおりでありまして、あのケースについては、先生のおっしゃるとおりだと思います。ただ、一般論として、これを広めに考えた場合、やはり何がしかの説明があった方がわかりやすいのは確かでありますので、私が担当したのは偶々至極単純なものでしたけれども、どなたが御覧になっても問題の無い、争いの無い事件でしたから。ただ、これが他の若干複雑な様相を見るようなケースだった場合に、果たしてそういった形の説明でできるかというのは、私はできないと思ってます。その意味で、検察官の方が説明書を出されたのは正解だと思うんですが、以下は先ほど申したとおりです。

司会者：ありがとうございました。それでは3番の方にお伺いいたしますが、3番の方が担当なさった事件は、裁判員の方のアンケートを拝見いたしますと、検察官の冒頭陳述メモの図解が一部理解しにくかったというような感想もあったんですが、何か思い当たられることがございましたら、教えていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

経験者3：単語的に、専門的な用語がちょっと検察官の方が多かったかと思います。ただ、弁護士の方、検察官の方も、冒頭陳述のときには、ある程度の流れというんですか、それは両方されてたんですけれども、それ自身はわかりやすかったと思います。日を追うごとに争点に対して狭まっていくというんですか、そういうふうにならずと持っていかれたのは非常にわか

りやすかったと思います。例えば、なぜ暴行に至ったのかとか、あと覚せい剤で死んだのか、暴行によって死んだのかという、そこ辺りの争点は、最終的にそののほうに向かっていくような形で、非常に流れとしてはわかりやすかったと思っております。

司会者：ありがとうございました。それでは、今度は証人尋問ですとか被告人質問辺りの話を少しお伺いさせていただければと思います。証人尋問でも被告人質問でも、どちらでも結構ですので。4番の方にお伺いさせていただきますが、4番の方の担当なさった事件は、被告人に対する質問の場面で、先に弁護人は約35分ほど被告人に対して質問をして、その次に検察官は約1時間25分。ですから、弁護人の倍以上、かなり長時間にわたって検察官の被告人質問をしたようですが。裁判員の皆さん方のアンケートを拝見いたしますと、検察官の聞きたいことがわかりにくかったとか、過去の終わった事件に時間をかけ過ぎていて何を聞きたいのかがよくわからなかったとか、アンケート結果を見るとそういうのが書かれてはいたんですが、4番の方は、実際に担当なさった事件、先に弁護人が35分ほど質問した後、検察官が約1時間25分質問をして、検察官の質問、わかりやすいと思われたのか、その辺り御記憶ございましたら、感想なり何でも結構ですので、教えていただいてよろしいでしょうか。

経験者4：アンケートに書かれてあるとおりに私も感じたんですけれども。多分、知識としては、なぜそういう事件を起こすに至ったかというところをきちっと説明したいと思って質問していたと思うんですけれども、余りにもそちらの方の時間が長過ぎたりとか、あちこちに飛んでしまっていたので、聞いている私たちは、いや、まずその前にこの事件のことを先に聞いてほしいなというふうに思いました。例えば、その事件を起こす気になったその本人の気持ちですとか、条件ですとか、そういうのがある

のであれば、その後に、じゃあどうしてですかという形で聞いていただいた方が、聞いている方は非常に整理しやすいですね。今の時点で聞いていって遡っていった方が、整理がしやすいです。過去の事件から順番に聞いて行かれても、それをずっと追いかけて行って、最終的に「はい」か「いいえ」なのかをずっと最後まで聞いていないとわからないというのは、私たちにとっては非常にしんどい感じがいたしました。

司会者：まずは今、今回起きた事件がまずどうなのか。そして、それに至る経緯みたいなものは、あんまり、例えばそこに前科とか、そういう内容の質問とかもかなりあったんでしょうかね。

経験者4：過去こういう事件を起こされましたねとか、そういう話は結構言われてたんですね。ですから、もちろん前科のことってというのは一つ問題かもしれないけれども、一応これ、評議のときに裁判長から伺ったときには、今かかっている事件そのものについての判断をしなければならないことで、前の分については一応考えないということが原則ということをおっしゃってました。そうなってくると、先にそういうことをいろいろと聞かれてしまうと、やはり私たちの判断が、素人判断がさらにまた迷ってしまうということはあるんじゃないかなと思いましたし、整理をするのがとっても大変でした。ですから、その事件にまず関係して、その本人がどんな気持ちでなぜそんなことをしたのかということをお先に聞いていただいて、もしそれに関わるような過去のお話があるようでしたら、その後に言っていただいたほうが私たちにとっては非常にやりやすいなと思います。

司会者：担当者である田口裁判長、今の関係で何かお尋ねなりございましたら、どうぞ。

裁判官：今御指摘いただいたとおりで、聞いている側からすると、まず結論というんですかね、今のことを聞いて、どうしてなのみたいなことは後づ

けで聞いたほうが多分わかりやすいという御発言だったと思うんですけども、それ以外の観点で、時間的な、覚えておらないということであれば結構なんですけれども、時間的な印象として、集中力の面とか、聞いている内容にもよると思うんです。長いと思ったのか、いやまあ終わってみればそんなに長いとは思わなかったのか、その辺りの何か御感想みたいなもの、もし覚えておられたら、あわせて聞かせていただければと思うんですけども。

経験者4：はっきりとは覚えていないんですけども、多分、検察官の方がずっと話される時間が非常に長かったように思います。それで、被告の方は、それに対して返答する、ずれていたりとか、そういうのがあったりしたので、本当は、検察官の方が被告人とかに聞き出していただかないと私たちは判断できないんじゃないかなというふうに思ったんで、余りにも検察官が、あれはこうですねと、あれ全部代わりに説明されてたような感じがしてたんです。そこがちょっと、私たちとしては首をかしげることがありました。

司会者：検察官の質問、答えを求めるときの質問が、ちょっと長過ぎたり、そういうようなこともあったんでしょうかね。

経験者4：それもあったように思います。だから、被告の方はある程度理解されたかとは思いますが、時々こっちと違うような返事があったり、そうじゃなくて聞きたいことが違ったんじゃないかなというところがあったりしましたので。そういうところは、もう少しうまくお話を進めていただいた方が良かったのかなと思います。

司会者：ありがとうございました。3番の方にお尋ねさせていただきますが、3番の方が担当なさった事件は、傷害致死の事件と覚せい剤の事件だったと思いますが、その傷害致死の事件の関係で被害者の御遺体を解剖された解剖医の方の証人尋問があったかと思いますが、そのときの検察官

の解剖医の方に対する質問の中身が、例えば鑑定書の中身を法廷で読み上げて、そしてそれに対して、例えば解剖を担当された証人の方が、検察官の質問に対してそのとおりですと。一言か二言、そのとおりですとか、そういうような質問が結構多かったような話も聞いているんですが、御記憶ございましたら、どんな印象をお持ちになられたか、教えていただいてもよろしいでしょうか。御記憶ございませんでしょうか。ちょっと細かいことで、申しわけありません。済みません、お願いいたします。

経験者3：尋問に対して、解剖された解剖医の方ですね。自分らにものすごくわかりやすい形で説明はされたと思います。それともう一つ、自分の考えですね、そういう致死に至った自分の考えをちゃんと述べられて、他の解剖医の方の考え方もございましょうけれどもこれは一般の考え方ですということ、わかりやすくはものすごい説明されたとは思いますが。ちょっとわからない単語は、裁判官の方々の説明をいただいて十分わかったと思います。

司会者：ありがとうございました。それでは、5番の方にお伺いをいたしますが、5番の方が担当なさった事件は、傷害事件が2件、それから傷害致死事件が1件、それから覚せい剤の事件だと思えますが、5番の方が担当なさった事件の傷害致死事件の関係でも、御遺体を解剖された解剖医の方の証人尋問があったかと思いますが、その解剖医の方の証人尋問の中で、例えば御遺体の写真ですとか、あるいは死体解剖のときの脳の写真ですとか、いろんな普段皆さん方が目にすることがほとんどないような脳の写真だとか、そういうものを見ていただいたわけなんです、その辺りのところで、何か感想なり、御意見ございましたら、聞かせていただいてもよろしいでしょうか。余り、例えば写真が不必要に多過ぎたとか、そんなに困らなかったとか、あるいはこういう点があったらもっとわかりやすかったのになとか、何かございませんでしょうか。

経験者 5 : 写真についてですけれども、確かに、かなりきわどいような写真とかもありましたし、その当時参加されてあった方も絶対に見れないというふうな方も中にはいらっしゃいましたので、普段目にすることはないような写真が何枚もありました。ただ、見られてもいいぐらいまで選別したというふうには検察の方も言っておられましたけれども、普段は見ることのない写真でしたので、かなり衝撃的なものであったとは思っております。解剖の先生のお話なども含めて、細かく写真に基づいて説明とかもありましたし、必要だったのかなというふうには思っております。個人的には、仕事柄全然そういうことを見たことがないというふうなことではなかったので、凝視してというか、写真は、こういうことで、こういうふうな脳のところに傷害が来ているんだなというふうに、先生の話と合わせながら確認をしていくようにできたというふうに、個人的には思っております。

司会者 : 5 番の方に見ていただいた脳の解剖写真の中に、例えば脳を上から見た写真とか、裏側から見た写真とか、いろいろございましたが、写真の中に、例えば脳の前の方、こちらが前でこちらが後ろで、こちらが右でこちらが左だという、前後左右の説明が見ていただいたものの中には入っていませんでしたが、あの辺りはいかがでございましたでしょうか。

経験者 5 : 確かに写真の中には無かったかとは思いますが、先生の話と合わせていく中で、どの方向というふうなことは確認できたとは思っています。

司会者 : 3 番の方、どうぞ。

経験者 3 : 自分の裁判のことをちょっと、自分なりではものすごい過激な写真だったんですけれども、ちょっとああいう写真では、自分は弱いものですから、自分よりももうちょっと弱い方とかおられると思うんですよ。選任のときが一番、ちょっとあれはこうでしたと言ったほうが良いような感じが自分はしたんですけれども。

司会者：選任のときに，こういう証拠調べの話とかちょっとだけでも教えていただければと思われる，そういう御趣旨でしょうかね。確かに，選任のときには，事案の概要説明でこういう事件ですよというお話はするんですが，それ以上の説明は一切しておりませんですね。ありがとうございました。それでは，今日最初の全般的な皆さん方の感想の中で刑期の話がありましたので，裁判員裁判のときには，皆さん方御経験いただいたとおり，有罪か無罪かだけではなくて，有罪である場合には具体的な刑の数字まで皆さん方で御議論，裁判官とも評議していただいて結論を出すということになるんですが。その刑期を決めるにあたっての皆さん方の御苦労，あるいはわかりにくかった点など，審理と評議と少し絡めながら話を進めさせていただきたいと思うんですが。例えば，検察官が論告の中で最後に懲役10年なら10年が相当と考えると。7年なら7年が相当と考えると。最近は，弁護人も何年の刑が相当でありますということをする弁護人も結構ふえてきたんですが，例えば，皆さん方が論告の中で，例えば検察官のほうが，今回はひとり人が亡くなって，それから犯行の態様も非常に強い攻撃を加えていてという，いろんな事情を検察官が述べるわけですが，そして最後に懲役8年とか10年とか数字を述べるわけですが，検察官が結論として述べる数字と具体的に述べている事情が皆さん方の頭の中で結びつくものとして理解しやすいのか，検察官の述べる事情と数字がなかなか結びつかない，あるいは，同じように，弁護人が何年が相当だという意見を述べるときに，弁護人が述べる事情と弁護人が具体的に述べる数字が結びつくかどうか，その辺り，皆さん方にとって論告や弁論がわかりやすいかどうかという視点から，皆さん方の御感想なり御意見，何でも結構ですので，お聞かせいただいてよろしゅうございませうか。5番の方，いかがでしょうか。お願いいたします。

経験者 5 : 確かに刑期を数字で出すという作業を最終的に行いましたけれども、あの段階で、意外と自分の感情が宙に浮いているようなと言いますか、確かに判例に基づいて、こういうふうな事例ではこれぐらいの数字でしたという、検察官はこれぐらいの数字を出してます。こういうこともありましたみたいな感じでこうなっていく中で、聞いていく内容をただ漠然と数字だけが頭の中に入ってくるような感じがありまして、それでいいんだろうか、それでいいんだろうかと思いながら最終的な数字に辿り着いたというふうな印象があります。

司会者 : 例えば検察官が述べるいろんな論告の中に検察官が事情を述べるわけですが、例えば 5 番の方が担当なさった事件の場合には検察官は 15 年という数字を結論的に述べたと思いますが、検察官が具体的に述べる事情が、検察官が結論として述べる懲役 15 年が相当であるという数字に、なぜ検察官がこういう事情を言って、その事情だとなぜ 15 年という数字になるのか、事情と数字が、検察官の言い分として、言い分は言い分としてではありませんが、その事情と数字が繋がったかどうかという辺りはいかがでございましょうか。

経験者 5 : 記憶が余り詳しくは残ってないんですけども、そういうものとして話を伺ってたと思います。もちろん知識がない目で参加はしてましたけれども、そういうふうに言われて話が頭の中に入って来ることが全てでしたから、そういうものなんだというふうな受けとめ方を自分はそのときに取ってたと思います。

司会者 : ありがとうございます。それでは、4 番の方、いかがでございましょうか。

経験者 4 : 刑期は求刑という形で何年っておっしゃったんですけども、強盗死傷事件の場合にどれぐらいの幅があるのかというのは、前もって余りわかっていなかったと思います。ですから、そのときには、そういうふうな

求刑が出たんだなと、それを持ち帰って評議のときに、裁判長のほうから、こういうような考え方で、例えばこういうような事情があったら上がるだとか、そこから出て来て多分こういうふうな求刑になっているんだろうというところですね。多分、私たちは素人ですから、当然、検察官の方がこういう事情でこうですと言われても、すぐにそれをぱっと理解は難しいのではないかなというふうに感じます。

司会者：ありがとうございました。それでは、3番の方はいかがでございますか。3番の方が担当なさった事件では、判決は懲役7年、求刑は懲役8年という事件だったかと思いますが。検察官が論告で述べる具体的な事情が、懲役8年という求刑と、裁判員の方の頭の中で、具体的な事情と数字が結びついたかどうかという辺り、何か感想ございましたら、教えていただいてもよろしいでしょうか。

経験者3：普通一般に生活している中で、8年が多いのか少ないのか妥当なのか、全く自分の中で基準はそれまでございませんよね。その後、テレビを見ながら説明されて、それでこんなもんなのか、それが正直な感想だと思うんです。普段の生活にとって、あの8年という結論、その場合、その8年という期間で、自分がこれは何年なんだと、そういう数字はまず絶対自分では出せないと思うんです。だから、聞いてから、その基準でどういうふうに上下させるのかという自分の中の感覚だと思うんです。

司会者：テレビを見ながらとおっしゃったのは、これまでの量刑の積み重ねをグラフとか出ますですね。あのことをおっしゃっていらっしゃるんですね。はい、ありがとうございました。2番の方はいかがでございますか。2番の方の担当なさった事件は、検察官が8年を求刑して、判決では懲役7年になった事件だったかと思いますが。例えば、検察官が論告で述べる事情と、検察官が数字として述べる、その事件の例えば8年という数字が結びついたかどうかという辺りは、いかがでございますか。

うか。

経験者2：今3番の方がおっしゃったとおりで、それに尽きるんですが、日常生活の中で7年、あるいは8年という数字を具体的なイメージとして捉えることはまずありませんし、わかりません。昨今、海外赴任等々で何年、あるいは研修で何年行くといった場合には大体把握できますけれども、それでも7年、8年ということにはなりませんので、まず捉えることは不可能です。それで、勢い、どこでもそうだろうと思いますが、裁判官の方、あるいはいろいろな方から御意見や御指導を賜りながら、一般的には何年ぐらいになるんですかということから伺いつつ、それぞれ判断して、最後は多数決になるんですけれども、まさしく3番の方がおっしゃったように、ブランクの状態で何年が良いと思うわという回答はできません。そこは、私が先ほどこんなことをと言っていたのはそこでありまして、果たして過去の判例もろくに読んだこともない素人が、検察の方の出された数字をもとに、それから減算法でもって、よくするから2年減年とか、反省が無いから1年しかしないとかいう判断が、果たして法律の場でやっていいのかと。惨たらしい写真やら実際見せられたら、この野郎という気持ちを持つのは当然のことです。ただし、そこを理性でもって制御しつつ、法律というもので考慮していかなきゃいけないという立場にその時点では居るわけですから、皆さんそう努めておられるんですけれども、私は、やはり数字の根拠は検察から出されたものしか無いというものに甚だアンバランスを禁じえません。じゃあ、おまえら知っているのか。知らないんです。そこで、私自身の葛藤があります。いきなり結論を申し上げるのは甚だ僭越で、不遜ですが、やはり素人の私どもがやるのは有罪か無罪かに止め、そして刑期は裁判官のプロの方が判断なさるというのが、やはり中間プロセスとしては一番良いのじゃないかと今でも思っております。いきなり素人の裁判員が数まで決める

というのは、一つの理想の形ではありましようけれども、まだまだそういう状況には僕は無いと個人的には思っております。わかっていることと、わかっていないことを厳然と区別して、わかっていないことを深く認識してやるべきだと私は考えます。以上です

司会者：ありがとうございました。それでは、1番の方にお伺いいたしますが、論告あるいは弁論で検察官や弁護人が述べる刑の重さを決める上での事情と、検察官や弁護人が数字として述べる数字とが、検察官の述べる事情と数字が結びつくのかどうか。弁護人が述べる事情が、弁護人が結論として述べる数字と結びつくのかどうか、その辺り、いかがでございましょうか。お願いいたします。

経験者1：若干刑期についての考え方の違いはありましたけれども、それぞれのお立場についてそういう刑期が出て来るということについては、自分なりの理解はしております。ですから、結論を私なりに出すまでは、悩むことはありませんでした。一方で、感情に関わることで言いますと、少年犯罪です。でも、外見はもう立派な大人に育ったんですが、どうしても私も父親でございますので、非常に関わってくる分になると、弱い部分がありました。でも、それとは別個に、結構ドライとは言い過ぎになりますけれども、悩まなくて結論を自分なりに出したつもりです。それで、先ほど、冒頭、検察側と弁護側と若干刑期についての考え方が違ったんですけれども、それは当然そういう考え方の違いはあるなということも得心はできました。ですから、あんまり私なりに悩まずに自分なりの結論は出せたと思っています。

3 評議

司会者：ありがとうございました。それでは、少し評議のところに時間を。今、これまで評議のお話、少し入っていますが、評議の際に皆さん方が御自

分の意見を言いやすかったかどうか，あるいは評議のときに論告や弁論が，検察官の意見や弁論が役に立ったかどうか。あるいは，先ほどこれまで出た話と重なりますが，被告人の刑事責任を最終的には数字に置きかえなきゃいけませんので，数字に置きかえる作業についての難しさ。これも先ほど少し議論が重複しますが，皆さん方が評議の際に，裁判員として皆さん方がきちんと意見が言えるような，皆さん方がきちんと言えたかどうか。あるいは，評議において論告や弁論が役に立ったのかどうか。あるいは，有罪である場合には被告人の刑事責任を数字にするということの難しさ，あるいはそんなに難しくなかったということなのか。その辺りのところをお伺いさせていただいてよろしゅうございましょうか。どなたからでも結構ですが。順番にお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。もう一回，5番の方，いかがでございましょうか。

経験者5：評議についてですけれども，裁判員が6人と後ろに補充裁判員が4人いらっしゃるって，それぞれの方が評議のたびに活発な意見を出していたようには思いますので，それに基づいて，検察，弁護の方の内容とあわせて，いろんな意見をそれぞれがきちんと出せていたように思います。いろいろ，それぞれの考え方も違いましたので，いろいろ意見がぶつかるようなところも少しはあったかとは思いますが，きちんとした評議内容はできていたように思います。

司会者：ありがとうございました。4番の方，いかがでございましょうか。評議のときに，きちんと意見が言えるような，御意見は述べられたかどうか。あるいは，検察官や弁護人の弁論が役に立ったかどうか，それらも含めて何かございませんでしょうか。お願いいたします。

経験者4：評議の日には，裁判長，とても気をつけてくださって，私たちも，最初はもちろん緊張してましたけれども，だんだんに思いついたことを全てお話できるような雰囲気をつくってくださいました。ですから，本当

に、全く素人の疑問についても全てお答えいただきましたので、本当に良かったというふうに私は思っております。逆に、評議が和やかという言葉を使っていいかどうかわかりませんが、きちんと進んでいったというふうに思っています。私自身も、例えば3日間の中で、評議の時間の中で、もしかしたら気がついていないようなこともあったのかもしれないし、自分では理解したと思っていたけれども、実は本当に理解がいつてなかったこともあったかもしれない。それは、その時間内に納めなければいけないことですので、仕方がないとは思いますが、終わってからも時々、あのときにああいうことをもう一回聞いてみておけばもう少し自分の判断にもそれを生かされたのかなとか、そういうことはあったなと思うんですけれども。一つ、実は私自身が、この10年以上前に、私自身の住んでいる大家さんが実は被害者になられて亡くなられたんですね。私が仕事から帰ってきたら、住んでいるところが規制線が張ってあってびっくりしたんですが、それから数日は非常に怖い思いをしました。その後、亡くなられた方の奥様とかに弔問に行っただけなんですけれども、最終的に十数年というような判決が出たということを知ったんですね。何も無い、亡くなられて十数年という刑期なのかというのが非常に覚えてたので、今回の事件のときに、求刑されたときに、やっぱりこれぐらいの事件だったらこれぐらいは求刑するのが普通かなというふうにまず思いました。それがいいかどうかは別です。それで、その後に、評議のときにこういう事情の場合にはこういう重さになったりとか、そういうことを教わって、今の状況で、今のこういう法律の中ではそこでしか判断ができないと、そこでしか決めるしかないというふうに思ったんですけれども。やっぱり皆さん一緒だと思いますけれども、私たちが本当に刑期という数字を決めれる、決めなければならない立場に置かれるというのは、少しどうかなというふうに思います。

司会者：ありがとうございました。それでは3番の方，評議の関係で御意見，御感想，何でも結構ですので，ございませんでしょうか，お願いします。

経験者3：まず，検察側，弁護士側の資料とか，いろいろ役に立ったかということについて。これは，役に立つも立たないも，まずこれが基本になるものだと思いますから，これはまず十分わかっておかないといけないものだと思うんですけれども。それと，意見が言えたかということに対してなんですけれども，最後の評議の段階になったら，もう皆さんも言いたいことをかなり言われてたと思うんですよ。ものすごい形で意見を言い合ったのかと思います。数字にするのが難しくなかったかというのは，これはちょっと少々申し上げています。大体，基本はこんな感じだったと思います。

司会者：ありがとうございました。2番の方，続いてお願いします。評議の関係で。

経験者2：これについて，先ほど申し上げたことと重複しますので割愛しますが，一つだけ補足いたしますと，評議の中では十分活発な議論ができましたし，最初はやや感情的になる面も無きにしも非ずでしたけれども，あれ以上の議論はもうできないというぐらいに存分に議論したと私は捉えております。そして，その自由な議論が，情報提供というか御指導も含めまして裁判官の方々から適時に出されまして，これは大変ありがたいものでした。何せ素人だからわからないというのがありまして，その都度お聞きするんですが，適切な助言をいただきまして議論が皆のものになったと今でも思っております。以上，そういうことです。

司会者：ありがとうございました。それでは，1番の方，評議の関係でどうぞお願いします。

経験者1：評議とか，皆さん自分の思うところをきちっとおっしゃったと思います。例えば，絶対的な部分で言うとうわからないところがあるんですけれども，

相対的に、過去の事例、民事事件の事例、あるいはそれに対する刑期のあり方ですね。そういった情報というやつはたくさんあったと思うんです。それが無かったら多分戸惑う点があったかと思うんですが、その辺は非常に助かりました。今振り返りますと、それぞれ、偶々少年犯罪について、世の中でたくさん起きている事例だったというふうに思います。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：ありがとうございました。それでは、残りの時間を使って、裁判員の皆さん方から県民の皆さん方への、裁判員裁判を御経験なさってからのメッセージみたいなものをお一人ずつお聞かせいただければと思います。それでは、お一人ずつ、県民の皆さん方へのメッセージ的なものをお一人ずつ伺いたします。4番の方、いかがでございましょうか。

経験者4：国民としてできるだけ積極的に、裁判員は、もし選ばれたら受けたほうがいいのではないのかなと思います。と言うのは、今まで世間で起きている事件というのは、やはり他人事でしか考えておりません。身近に捉えてみるということができましたので、いろんな事件に敏感になりました。裁判員制度についても、いろんな御意見を伺ったりとか、いろんなことをおっしゃる方がいらっしゃるんですけども、やはりやってみないとわからないものが確かにあると思います。ですから、いろいろと協議していくためには、やはり実際に受けてみるというのはとても大事なことだと思いました。繰り返しになりますけど、量刑を決めるというのは非常に難しいと思いましたので、いろいろな事例を教えていただいて、非常にわかりやすく教えていただいたことが私たちの知識としてはよかったと思うんですけども、被害者の立場になってしまうと、やはり厳しく気持ちが動いてしまうというところがありました。もし、死刑を求刑するような事件だったら、今回の皆様方はどうか知りませんが、

私はそれに耐えられたかどうかというのはちょっと心配な気がいたします。ですから、裁判員裁判に参加された方の精神的なケアみたいなものはどのようになっているかというのは、ちょっと聞いてみたいなと思っていますところでもあります。裁判を、こういうものをやってみて、事件だけを考えなければならないということはよく理解したつもりなんですけれども、やはりその人が罪を犯したときに、その背景ですとか生い立ちですとか、本人の人生訓ですね、本当に自立をしていくという、自分の生きていくプライドみたいを全く感じられなかったのが、そういうものが本当は根底にあって、そういうところを、実は私の教育系にいるんですけれども、学生とのところでも、とても重要なのかなという気がしてきます。日ごろから、やはり関心を持っておかなければならないのかなと。いきなり、選ばれないだろうと単純に思って来たんですけれども、とんとん拍子に選ばれてしまって、いきなりその場で早速やりますということになったので、もちろん万一のことを考えて、客観的にというか、常識で考えると、思ってやるということは重々考えていただきましたけれども、やはり日ごろから関心を持っておかなければそういう準備もできませんし、なかなか実際にタッチするのは難しいことになると思います。ですから、今後、いろんな意味で、私たちは裁判員制度を考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思いました。それは、私にとっても一つの収穫だったと思います。

司会者：ありがとうございました。それでは、5番の方、県民の方への何かメッセージ的なところをお話いただいでよろしいでしょうか。

経験者5：私も本当に自分とは無縁のものだと思ってましたので、裁判所からの通知が来て、何事が起こったのかというふうに最初思いました。最初に候補に選ばれた通知が来て、2回目に選任の手続に来てくださいという、今回は大きい封筒で2回目来たんですね。それを、ちょっと余談ですけど

れども、受け取ったのが、郵便局の方も裁判所からですよというふうに持って来られて、母が受け取ったんですね。母が、裁判所から来たげなよみたいな感じで、帰ったら何か話してて、いや何も関係ない、関係ないっていうふうに言って、そのとき封筒をさっと隠し持ったんですけれども。母はちょっとおしゃべりなので、そういったことを触れまわすといけないので、関係ない、関係ないというふうに言って。母以外しか知らないんですね。私が裁判員でここに来ているということも、母だけは知らないままで今終わってます。そういうような形で裁判員に参加させていただきましてけれども、本当にやってみないとわからないものでしたし、今回私がなって経験したことを職場のみんなにもパンフレットを回して、封筒も全部持って行って、こういうふうなことが来て、こういうふうになって、こういうふうになって進むんですよみたいな形で、自分のコメントとかをつけて職場の人たちにも回覧しました。だから、20名ですけれども、その人たちは、身近なものとして、今回私の経験を踏まえて、受けとめることができたんじゃないかというふうには思いません。そういうふうな形では、やっぱり自分の経験を伝えていかないといけないし、大事な役を今回持たせていただいたというふうに思ってます。

司会者：ありがとうございました。3番の方、いかがでございましょうか。お願いします。

経験者3：僕はちょっと、正直、やらなくて良いならやらない方が良いんですけれども、実際やってみたらやってみたで、何がしか得るものがあるんじゃないかなとは思ってますけれども。ただ、これも、いろいろ話すといった段階に、ある程度のことは、打ち上げとか何とかの席上で俺は行ったんだよというような話がちょっと続いているんですけれども。それから先、あんまり楽しい話じゃないものですから、話が進まないんですよ。それをどういった形で皆さんされているのか、ちょっとそこら辺りが気

になるところでもあるから。当たったら、まず経験された方が良いと思うんです。考え方も含めて、自分でも影響あったかと思うんです。

司会者：ありがとうございました。2番の方はいかがでございましょうか。

経験者2：林さんのほうからアドバイスをというようなお話をされましたけれども、アドバイスするというレベルではございませんし、そういう立場でもないので、本当に正直言うと終わってほっとしたというのが印象です。したがって、良いことだからやりなさいというような言葉は述べても、心の中ではなるべくならやらないほうが良いよというのが偽らざる心境でございしますが。いずれにせよ、後が続く方にアドバイスするような立場ではございませんので、それは控えさせていただきます。ただ、所感ということでお許しをいただければ、今度の裁判員にしても、大変というのは、それ自体結構な状況と思われて、それ自体は決して悪いことではありません。危険を伴わないものであるならば、それは一つの経験でしょう。したがって、一つの義務として、この仕事はそうした義務があることになるとは思いますが、余りにリスクが多過ぎて、とてもとても。一つだけ申し上げるのは、教育関係者とマスコミの方もこの場におられるようですが、社会に対して、司法意識を深めることにかかっているんじゃないでしょうか。とんでもないことが時々起こっていて、嘘だろうというようなことが本当に起こっているんです。どうも、これは私どもの社会では平和ぼけしとるのかどうかわかりませんが、少なくとも法律について言えば、いささか問題無しとはしない。その事実を直視すべきことを私は反省しておるところでございします。縷々申し上げましたけれども、とても結論として、アドバイス云々ということは私は申し上げる見識もございませんので、御遠慮させていただいて次に譲ります。以上です。

司会者：ありがとうございました。それでは、最後に1番の方、お願いいたし

ます。

経験者 1：常日ごろの市民生活という部分で言いますと，立法府だとか行政府とかの関わりは必ずあるんですね。でも，司法に関わる部分で言うと，今まではたぶん無かったはずですから，そういう意味で，私は，むしろそういう通知が来たら積極的に，家庭の事情あるいは仕事の事情等あるかもしれないですけども，出たほうが良いということを言っています。アドバイスの中身につきましては，具体的には何らありませんけれども，三権の中で唯一ほとんど関わりが無かった司法と接触できる良い機会であつた後，自分で，この考え方，随分変わるものがあるので積極的にやったほうが良いということを言っています。こう思います。

司会者：それでは，皆さんから，どうもありがとうございました。

（休憩）

第2 質疑応答

司会者：これから傍聴されています記者さんの方からの質問を，これから裁判員経験者の方に受けていただくこととなります。今日は代表質問は特に用意されていないというふうにお聞きしていますので，それでは，もう出席されている記者さん，どうぞ個別の質問をこれからお受けいたしますので，どなたからでも結構ですので，どうぞ。ございませんか。どなたからでも結構です。

毎日新聞：1点聞きたいのは，裁判員を経験されて，被告の更生というか，皆さん決められた刑期をどのように過ごすとか，そういうところ辺で，経験されて何かと気になったりとか，感想をお持ちになったことはあるんでしょうかということをお聞きしたいですけども。今，裁判というのが一つ大きな問題になってまして，裁判員さんの今までの意見の中でも再犯

をどう防ぐのかというのをもう少し考えなきゃいけないという御意見もありましたけれども、皆さんが経験された裁判の中でも、前科があって、また今回繰り返したという被告人もいたと思います。そういう点で、そういう背景もあってお聞きしたいということと。あと、刑期まで決めるのはどうかというお話もありましたけれども、その刑期を被告人がどう過ごすのかとかいう、そういう情報がもうちょっとあればまた違うのかなと、これは私の想像ですけれども、とも思うんですが。そういうことも含めて、何か皆さんが決められた、皆さんが結論を出された判決の刑期について、どんなふうに本人が過ごすのかと、そういう被告の更生について、何か経験されて思われるものがあれば、教えてください。

司会者：それでは、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。どなたか、ございませんか。それでは、お一人ずつお伺いしてまいりましょうか。5番の方、お伺いいたします。

経験者5：今回自分が担当した方については、既に前科がある方でした。実際に今回数字が出たわけですがけれども、その間どういうふうにその方が過ごされるのかとか、そういったことも、漠然と考えるようなことはそのときは無かったように思います。ただ、数字の刑期が終わったら、この方は出てくるんだろうねというふうな感じで話してただけだったように思います。何となく、前科がある方でしたので、また繰り返すのかなというふうな感じで、その場では話をしてました。自分のときは、そういうふうな感じでした。

司会者：ありがとうございました。お隣の4番の方、お願いいたします。

経験者4：私たちのグループも、被告が更生できるんだろうかというところを、一番、ある意味、話し合いというんでしょうか、御意見がいっぱい出たところだったと思います。それをどうしていくのか。そのためには、なぜその犯罪を犯したのか、その犯罪を犯した背景が何だったのかということ

ころを皆さんでいろいろ考えたときに、一つはもちろん経済的に前へ進まなかったというところと、実はその事件の裏に見えて来ないもっと他の要因もあったんじゃないかなというところまで皆さんの意見が出されてたんですね。でも、それは今回の中では全く事項としては挙げられないということでしたので、この人が本当にと言うか、何年かの刑期を終えて出て来たときに、同じようなことになるんじゃないか。家族のサポートが受けられる状況が見えませんか、本人が何らかの形で自立できるだろうかというところ。非常に皆さんで実は話し合いが出たところですね。被告の人が、刑務所に入ったら自分がいろんな技術を覚えて、それを覚えて、出所したらそれで生活をしたいというようなことを言ってたんですねけれども、そういうことができるような教育施設がどれくらいあるんだろうかということも知りませんでしたので、裁判長とかにお聞きしました。でも、収容されるところにそういうものがあるかどうかというのはわからないということでしたので、その辺りは私どもにはどうすることもできないというところですね。ですから、本当に本人がやり直しをしたいと思って、資格を取れるものができるのかどうかですね。その辺りは、ちょっと教えていただきたい。逆にこちらが教えていただきたいと思います。それから、再犯をどうするのかというところは、全く、意見がいっぱい出た段階でどうしたらいいんだろうということは、結論はもちろん出ないわけですねけれども、一つはその人を何らかの形で導いてあげるような人、家族でも親でもいいんですねけれども、そういう人たちが最終的にはできなくなってしまうというところは、じゃあ一体誰がそれをやるんだろうというところで、いつも結論出ないまま、どうしたらいいんだろうというところで実は終わっております。以上です。

司会者：ありがとうございました。それでは、3番の方、いかがでございましたでしょうか。

経験者3：まず，どういうふうにご経過ですか，そういうのは普通テレビのドラマとかを見て，それぐらいの情報しかまずありませんね。そう考えてみると，結局，刑務所の中で，欲望なり，やりたいこと，したいこと，一切取り上げてしまって生活をさせる，反省をさせる，そういうことと僕は考えています。それと再犯の可能性なんですけれども，被害者も加害者も，お子さんも奥さんも居られるというような家庭だったんで，出所後は親子で生活して行くという証言と言うのか，意見が出たんで，そちらの方にある程度かけてみたいなという意見はあったんですけれども，そこがちょっと，揺れるところではありました。以上です。

司会者：ありがとうございました。2番の方，いかがでございましょうか。

経験者2：なかなか回答しづらいお話でありまして，裁判所から来た手紙によって大役を仰せつかってやりましたので，個々の被告についての思い入れは，途中からはあるんですけれども，なるべく感情的な移入をしないようにと努めてまいりました。したがって，7年か8年か，刑務所の云々は想像しないように努めました。それで一応クローズになったんですが，何年か後には，あいつが言ったのは嘘だったということになると思います。そう強く思います。私は素人ですからとてもとても述べられませんが，内科とか心療内科とか外科とかあるように，そういった専門の，犯罪者についての病気としての捉え方もこれからは必要になるんじゃないかなと思いつつ帰りました。犯罪は当然，許すべからざることで，特に被害者の方の立場に立てば，喚きたくなる気持ちはよくわかるんです。まさしくそういう感情には，人間ですから当然のことではございますが，やはりこれを病気として見た場合に，また違う目線も出るんじゃないかと。幸い裁判官の方とか検察の方が，それぞれおられるから何とかバランスが取れてますが，これがもしバランスが崩れる事態になった場合には，ちょっと怖いなと思いつつ帰りました。最後に，自分がそういう席

に立つようになるかもしれないなど。こういうことがないようにしなきゃならんなど。つまり自分が被告になる可能性も無いわけでは無いんで、それを気をつけなきゃいけないなという気持ちだけが収穫と言えば収穫かもしれません。以上です。

司会者：1番の方，いかがでございましょうか。

経験者1：再犯についてですけれども，何か良いアイデアあるかと言いますと，残念ながら思いつきません。意見書の中で，更生する期間，人によって違うんでしょうけれども，そういう刑期を決める段階で，この人は更生してほしい，あるいは更生するだろうというような感情が入るかもしれません。なおかつ，それが知ってやられた場合は，社会復帰して，その人にとって多分全部がマイナスでなくて，プラス面も残っている。それを多分信じるしかないと思います。

司会者：ありがとうございます。他の記者の方から質問ございませんか。どなたかいかがでしょうか。どうぞ，お隣の記者さん，どうぞ。

日経新聞：裁判員裁判の対象とする事件について，性犯罪事件ですとか暴力団事件，あと，死刑を求刑するかどうか，またかなり重大な事件という，対象事件としてこういうことは省いていくべきだ，私たちが抱えていいのか。そういうことを考えたことがもしありましたら，教えていただきたい。

司会者：裁判員裁判の対象事件として，性犯罪，あるいは暴力団の被告人，あるいは死刑が求刑されるような重大事件，そういう様なものについて裁判員裁判の対象から除くべきだというようなことをお考えになられたことがあるかどうかという，そういう趣旨で理解するわけでしょうかね。それでは皆さん方，御意見いかがでしょうか。今日の意見交換会の中でも少しその話出ておりましたが，どなたかございませんでしょうか。3番の方，いかがでございましょうか。

経験者3：死刑はちょっと，自分には重過ぎます。後を考えたら，人を一人殺すわ

けですよね，良し悪しは別にして。悪い場合は，まあ殺すんでしょうけれども。自分は出せません。

司会者：2番の方，いかがでございましょうか。

経験者2：議論が裁判員の受けとめ方はどうかということで，死刑制度の文言についてではありませんので，それは触れるべきではないのでしょうかけれども敢えて申し上げますれば，死刑制度に関する本を少し読む機会がありましたので，それによりますと，受け売りですけれども，死刑制度があったから犯罪が減るとか減らないとかいう趣旨のことが書いてありました。それはそうでしょう。例えば，自分の身内が，私たちがこの間裁判員裁判でやったように，身内が被害に遭った，暴力団に遭った，性犯罪に遭った。私はその場でも言うたんですけれども，皆さんそうでしょうけれども，私は父親として，それを関わった場合には相手を殺しますね。間違いなくやります。相手が1人か2人かは関係ありません。絶対にやるでしょう。皆さんはそう思わないですか。それで死刑になっても，これは構わんと思います。したがって，死刑判決もあるでしょうし，そういう判断をなさいと投げかけます。ただし，その前に，先ほど言ったように，これは病気じゃないかというアプローチをやらないと，素人が軽々に結論にジャンプするのはやはりよろしくないと思います。黒に近いグレー，白に近いグレーもあるわけですから，その人に合った捉え方が当然あると思うんです。今，日本はまるで平和過ぎてそれに目を向けたがりませんけれども，私もそうでしたけれども，そろそろそういった暗い面にも目を向けて，ある程度ステップを，いろんな解決方法があると思いますから，それはやらなきゃいけない時期じゃないでしょうか。つまり，専門家だけではなく我々一般人もやりなさいというのがこの裁判員制度の趣旨だと私は思います。したがって，命じられたことについては，ベストを尽くして，議論を尽くします。死刑制度抜きだったら，

しません。私個人の意見です。

司会者：1番の方，いかがでございましょうか。

経験者1：先ほどの具体的な三つの犯罪についてですけれども，それも含めて，私は関わらなくちゃいかんというときに，私は拒否いたしません。関わるということです。ただ，個人的にどうしても関わりたくないのが一つございまして，それは子殺し，親殺しの関係です。その殺人だけは，個人的には関わりたくないです。理由は，多分，感情が多分，先に立つ事態になってしまって正常な判断ができなくなるんじゃないかと思っているからです。

司会者：ありがとうございました。5番の方はいかがでございましょうか。

経験者5：自分に回ってきたら，やはりそのとき受けるだろうとは思いますが，死刑とかそういうふうな極悪なものについて判断が正確にできるかどうかということについては，すごい不安があります。多分結論づけるのは難しいことだと思いますけれども，機会があればそういうふうなことにも携わることも必要じゃないかなというふうには思います。

司会者：ありがとうございました。それでは，お隣の4番の方，いかがでございましょうか。

経験者4：どういう事件を外すべきかというところでよろしいんですね。先ほど挙げられた犯罪についてはということではなく，やはり私は，先程おっしゃった方もいらっしゃいましたけれども，やはりまず刑期を決めるというところを考えていただかないといけないんじゃないかなと。そこを外していただくことで，性犯罪であっても，暴力団の事件であっても，死刑に関わる事件であっても，私たちの意見は国民としてきちっと見ていなくちゃいけないんじゃないかなと思っていますので，まずそちらの方から考えていただきたいと，このように思います。

司会者：ありがとうございました。あとお一人ぐらいいきましょうか。どなた

かございますか。はい，どうぞ。

西日本新聞：刑期のお話と関連して，控訴審では裁判員裁判判決を尊重するという流れになっていると思うんですけども，その自信が仮にないまま刑期を決めた場合に，控訴審が同じ結論になってしまうんじゃないかというようなことについて，もしお考えがあればお願いします。

司会者：1審で自信がない。ちょっと質問の御趣旨，もう一回，ちょっと確認させていただきませんか。

西日本新聞：皆さん言われた，有期を自分が決めていいんだろうかと，知らないのに決めていいんだろうかという気持ちで仮に結論を出さないといけなかった場合に，その控訴審でそのまま通ってしまうんじゃないかとか，控訴審は控訴審できちんと決めてもらいたいというお気持ちとかがもしあればという。

司会者：どなたか，今の御質問に対して，御意見いかがでしょうか。3番の方，どうぞ。

経験者3：それは別に問題ないんじゃないですか。次の，上の裁判で，専門家がきちっと議論するわけですね，これ。ある程度の基盤になるかもしれないけど，仮にも専門家がきちっとまた結論を出すわけですね。それは別に問題ないと思いますけれども。

司会者：ほかにどなたか，御意見ございますか。1番の方，どうぞ。

経験者1：まず，この裁判員制度のポイントなんですけれども，先ほど県民の方にアドバイスということがございましたけれども，一つ，全く専門知識，あるいは特殊な知識，予備知識，あるいは予習復習の類ですね，そういったやつがなくても，参加できるよということ，声を大にして言いたかったんですね。先ほどの控訴審の問題，過去の大きな裁判で，逆転無罪だとか，死刑の方が無罪になったとか，そういった類のやつも含めてたくさん事例がありました。ですから当然，1審と2審が結論が違うと

いうことは出てきて不思議じゃありませんし、それを取り立ててという気持ちにはならないです。当然あると思います。

司会者：ありがとうございました。この程度でよろしいでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。この程度で、記者さんの質問、終わらせていただいてよろしいでしょうかね。それでは、これで意見交換会並びに記者さんの質問を終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。